

〒300-0132
茨城県かすみがうら市男神240-18

受付番号 13-RA-532
受付年月日 平成 25年 5月 27日
報告年月日 平成 25年 5月 29日

株式会社 ポテトかいつか 様

一般財団法人 茨城県薬剤師会検査センター
〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978-47



ご依頼の試料について測定した結果を下記の通り報告いたします。

試験検査成績書

| | |
|-----------|---|
| 試料名 | さつまいも 紅天使 行方市 613 |
| 採取日時 | 平成25年5月24日 12時00分 |
| 採取場所 | かすみがうら市男神240-18 株式会社 ポテトかいつか サツマイモ倉庫 |
| 採取者 | 品質管理 (貴方) |
| 測定日 (基準日) | 平成25年5月28日 |
| 測定装置 | SEIKO EG&G社製 SEG-EMS-jr (AMETEK社製 ゲルマニウム半導体検出器 GEM20-70) |
| 測定条件 | 試料量 : 1.234 kg 測定時間 : 900 秒 |
| 測定方法 | <ul style="list-style-type: none">平成4年 文部科学省放射能測定法シリーズ24 「緊急時におけるガンマ線スペクトロメリーのための試料前処理法」を参考。平成4年 文部科学省放射能測定法シリーズ7 「ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメリー」に準じる。平成24年3月15日 厚生労働省食品安全部長通知 「食品中の放射性物質の試験法について」に準じる。 |

| 測定項目 | 測定結果 | 検出限界値 |
|--------------------|---|-------------|
| 放射性ヨウ素-131 | 不検出 | 10 Bq/kg 以下 |
| 放射性セシウム-134 | 不検出 | 10 Bq/kg 以下 |
| 放射性セシウム-137 | 不検出 | 10 Bq/kg 以下 |
| 放射性セシウム-134と137の合計 | 不検出 | - |
| 備考 | <ul style="list-style-type: none">「不検出」とは、放射性物質が検出限界値以下であることを表す。検出限界値とは、測定装置が検出可能な最低の放射能のことを表す。放射性セシウムの合計は、四捨五入する前のセシウム-134と137の結果の和を用いるため、上記のセシウム-134と137の合計と一致しない場合があります。 | |
| 試験検査責任者 | 技術部 森山 庸一 | |

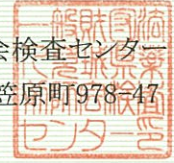
※ 本成績書を他に掲載するときは当センターの承認を受けて下さい。

〒300-0132
茨城県かすみがうら市男神240-18

受付番号 13-RA-533
受付年月日 平成 25年 5月 27日
報告年月日 平成 25年 5月 29日

株式会社 ポテトかいつか 様

一般財団法人 茨城県薬剤師会検査センター
〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978-47



ご依頼の試料について測定した結果を下記の通り報告いたします。

試験検査成績書

| | |
|----------|---|
| 試料名 | さつまいも ベニアズマ 行方市 613 |
| 採取日時 | 平成25年5月24日 12時00分 |
| 採取場所 | かすみがうら市男神240-18 株式会社 ポテトかいつか サツマイモ倉庫 |
| 採取者 | 品質管理（貴方） |
| 測定日（基準日） | 平成25年5月28日 |
| 測定装置 | SEIKO EG&G社製 SEG-EMS-jr (AMETEK社製 ゲルマニウム半導体検出器 GEM20-70) |
| 測定条件 | 試料量：1.224 kg 測定時間：900 秒 |
| 測定方法 | <ul style="list-style-type: none">平成4年 文部科学省放射能測定法シリーズ24 「緊急時におけるガンマ線スペクトロメリーのための試料前処理法」を参考。平成4年 文部科学省放射能測定法シリーズ7 「ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメリー」に準じる。平成24年3月15日 厚生労働省食品安全部長通知 「食品中の放射性物質の試験法について」に準じる。 |

| 測定項目 | 測定結果 | 検出限界値 |
|--------------------|---|-------------|
| 放射性ヨウ素-131 | 不検出 | 10 Bq/kg 以下 |
| 放射性セシウム-134 | 不検出 | 10 Bq/kg 以下 |
| 放射性セシウム-137 | 不検出 | 10 Bq/kg 以下 |
| 放射性セシウム-134と137の合計 | 不検出 | - |
| 備考 | <ul style="list-style-type: none">「不検出」とは、放射性物質が検出限界値以下であることを表す。検出限界値とは、測定装置が検出可能な最低の放射能のことを表す。放射性セシウムの合計は、四捨五入する前のセシウム-134と137の結果の和を用いるため、上記のセシウム-134と137の合計と一致しない場合があります。 | |
| 試験検査責任者 | 技術部 森山 庸一 | |

※ 本成績書を他に掲載するときは当センターの承認を受けて下さい。